4　消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準の見直し

新令別表第一(六)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物について、消防機関へ通報する火災報知設備を設置することとした。(第二三条第一項第一号関係)

5　防火対象物の用途区分の見直し

この政令による改正前の消防法施行令別表第一(六)項イに規定されている病院、診療所又は助産所のうち、特に防火対策の必要性の高い病院を新令別表第一(六)項イ(1)に、特に防火対策の必要性の高い診療所を同表(六)項イ(2)に、同表(六)項イ(1)及び(2)に掲げるもの以外の病院及び有床診療所並びに有床助産所を同表(六)項イ(3)に、無床診療所及び無床助産所を同表(六)項イ(4)とすることとした。(別表第一関係)

6　その他

その他所要の規定の整備を図ることとした。

7　施行期日等

(一)　所要の経過措置を設けることとした。(附則第二条及び第三条関係)

(二)　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項は次に定める日から施行することとした。

(1)　6の一部　公布の日

(2)　2及び3(三)の一部　平成二七年三月一日

◇**環境影響評価法施行令の一部を改正する政令**(政令第三三四号)(環境省)

1　環境影響評価法(平成九年法律第八一号)第一〇条第四項の政令で定める市に、相模原市を追加することとした。(第一一条関係)

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政令

消防法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年十月十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百三十三号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「(六)項ロ」を「(六)項イ(1)から(3)まで及びロ」に、「及び」を「並びに」に改め、同項第二号中「(六)項イ」を「(六)項イ(4)」に改める。

第十一条第二項中「千平方メートル)とし」を「当該三倍の数値又は千平方メートルに同条第二項第三号の二の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値のうち、いずれか小さい数値)とし」に、「千平方メートル)とする」を「当該二倍の数値又は千平方メートルに同条第二項第三号の二の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値のうち、いずれか小さい数値)とする」に改める。

第十二条第一項第一号中ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　別表第一(六)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物

第十二条第一項第四号中「同表(四)項」の下に「及び(六)項イ(1)から(3)まで」を加え、「及び同表(六)項イに掲げる防火対象物のうち病院」を削り、同項第九号中「同表(六)項ロ」を「同表(六)項イ(1)若しくは(2)又はロ」に改め、同条第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　特定施設水道連結型スプリンクラー設備(スプリンクラー設備のうち、その水源として、水道の用に供する水管を当該スプリンクラー設備に連結したものであつて、次号に規定する水量を貯留するための施設を有しないものをいう。以下この項において同じ。)は、前項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が千平方メートル未満のものに限り、設置することができること。

第十二条第二項第四号本文中「スプリンクラー設備」の下に「(特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。)」を、「水源として、」の下に「防火対象物の用途、構造若しくは規模又は」を加え、同号ただし書を削り、同項第五号中「スプリンクラー設備は、」の下に「防火対象物の用途、構造若しくは規模又は」を加え、同項第六号本文中「スプリンクラー設備」の下に「(総務省令で定める特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。)」を加え、同号ただし書を削る。

第二十一条第一項第一号イ中「(六)項ロ」を「(六)項イ(1)から(3)まで及びロ」に、「及び」を「並びに」に改め、同号ロ中「別表第一(六)項イ及びハ」を「別表第一(六)項ハ」に改め、同項第三号イ中「(六)項ニ」を「(六)項イ(4)及びニ」に、「及び」を「並びに」に改め、同号ロ中「別表第一(六)項イ及びハ」を「別表第一(六)項ハ」に改め、同項第九号イ中「及び(六)項ロ」を「並びに(六)項イ(1)から(3)まで及びロ」に改め、同号ロ中「別表第一(六)項イ及びハ」を「別表第一(六)項ハ」に改める。

第二十三条第一項第一号中「別表第一(六)項ロ」を「別表第一(六)項イ(1)から(3)まで及びロ」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第二号中「(六)項イ」を「(六)項イ(4)」に改め、同条第三項中「別表第一(六)項ロ」を「別表第一(六)項イ(1)から(3)まで及びロ」に、「(六)項イ」を「(六)項イ(4)」に改める。

第三十五条第一項第一号イ中「及び(六)項ロ」を「並びに(六)項イ(1)から(3)まで及びロ」に改め、同号ロ中「別表第一(六)項イ及びハ」を「別表第一(六)項ハ」に改め、同項第二号中「(六)項イ」を「(六)項イ(4)」に改める。

別表第一(六)項イを次のように改める。

イ　次に掲げる防火対象物

(1)　次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。)

(i)　診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。)を有すること。

(ii)　医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床又は同項第五号に規定する一般病床を有すること。

(2)　次のいずれにも該当する診療所

(i)　診療科名中に特定診療科名を有すること。

(ii)　四人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

(3)　病院(1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所(2)に掲げるものを除く。)又は入所施設を有する助産所

(4)　患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所

附　則

(施行期日)

第一条　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条から第六条までの規定　公布の日

二　第十一条第二項及び第十二条第二項の改正規定並びに附則第三条の規定　平成二十七年三月一日

(経過措置)

第二条　この政令の施行の際、現に存するこの政令による改正後の消防法施行令(以下「新令」という。)別表第一(六)項イ(1)から(3)まで、(ト)項イ及び(十六の二)項に掲げる防火対象物(同表(ト)項イに掲げる防火対象物にあっては同表(六)項イ(1)から(3)までのいずれかに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限り、同表(十六の二)項に掲げる防火対象物にあっては同表(六)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下この項において同じ。)並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項イ(1)から(3)まで、(ト)項イ及び